

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	対外船舶運航事業の用に供する船舶に乗り組む船員に係る課税の見直し	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 対外船舶運航事業の用に供する船舶に乗り組む船員 ・ 特例措置の内容 個人住民税を外航日本人船員の勤務の実態に即したものにすべく、対外船舶運航事業の用に供する船舶に乗り組んだ期間が6ヶ月以上である船員に係る個人住民税について、海外で乗船している期間を反映した課税となるよう見直す。 <p>地域主権の観点から、外航日本人船員に係る課税に関する自治体の自主的な判断を拡大する方向で見直す。その一つの方策として、船員に対する個人住民税の還付中止を自治体に求めた平成元年8月1日付け自治省内かんを廃止する。</p>	
関係条文	地方税法第6条	
減収見込額	(初年度) — (—) (平年度) — (—) (単位：百万円)	
要望理由	<p>外航日本人船員は長期間にわたる海上労働を通じ国民生活を支えるという極めて重要な役割を果たしている。このことから、平成20年の海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議においても、船員税制の検討が盛り込まれているところである。外航日本人船員は勤務形態の特殊性により継続して日本に居住していない期間が長期に渡るため、地方自治体の地域住民サービスの受益が制約されており、他の住民との間に不公平が生じている。このため、個人住民税を外航日本人船員の勤務の実態に即したものにすべく、対外船舶運航事業の用に供する船舶に乗り組んだ期間が6ヶ月以上である船員に係る個人住民税について、海外で乗船している期間を反映した課税となるよう見直すことが必要である。</p> <p>また、平成23年度税制改正大綱では、地域主権改革を進めていく観点から、現行の地方税制度を「自主的な判断」を拡大する方向で抜本的に改革していくこととされている。外航日本人船員は住居を日本に有するが職務上の理由により長期にわたり日本にいないことから、自治体が住民税を減税すべきと判断した場合にはその判断は尊重されるべきである。このため、外航日本人船員に対する課税に関する自治体の自主的な判断を拡大する方向で見直す必要がある。その一つとして、船員に対する個人住民税の還付中止を自治体に求めた平成元年8月1日付け自治省内かんを廃止することが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案		
ページ		6—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	平成 20 年の海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 20 年 5 月 21 日衆議院国土交通委員会）において、「法改正の目的が達成されるよう、船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制及び船員雇用に係る支援措置の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」と明記されているところである。
	政策の達成目標	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	外航日本人船員約 2, 300 人
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	外航日本人船員は、乗船期間中、地方自治体の地域住民サービスの受益が制約されており、他の住民との間に不公平が生じている。外航日本人船員に対する課税の方法を勤務の実態に即したものに直し、不公平を是正することは、課税の公平性の観点から妥当性を有する。
	ページ	6-2

税負担軽減措置等の適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	
前回要望時の達成目標	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	<p>平成8年度：個人住民税の税額の軽減措置の新設を要望（認められず）</p> <p>平成22年度：個人住民税の税額の1/2の軽減措置の新設を要望（認められず）</p>